

事務連絡
令和3年10月29日

公益社団法人
日本バス協会技術安全部長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課課長補佐（緩和担当）

高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合している自動車の
高速道路等を利用した回送運行に係る基準緩和認定について

日頃より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部技術課長及び沖縄
総合事務局運輸部車両安全課長あて通知しておりますのでお知らせ致します。

別紙

事務連絡
令和3年10月29日

地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局技術・環境政策課
課長補佐（業務班）

高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合している自動車の
高速道路等を利用した回送運行に係る基準緩和認定について

路線バス等（立席あり）の高速道路等を運行しない車両については、「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」として、シートベルト等の基準を除外しており、当該車両については、広範囲に営業区域を持つ事業者が回送運行時に高速道路等の利用ができず、配車回送に支障を来していることが確認されたため、「平成19年度技術・基準緩和担当者会議における照会事項への回答について」（平成19年7月2日付け事務連絡）において、運転者席又はこれと並列の座席以外の座席に乗車人員が乗車していない状態における回送時の運行に限り、高速道路等を利用可能とする取扱いをしているところです。

今般、平成26年11月1日以降に製作された大型バス（高速道路を走行しない自動車を除く。）について、衝突被害軽減ブレーキの装着が義務付けされたことに伴い、回送運行時に高速道路等の利用ができず、配車回送に支障を来している事業者が確認されたため、今後は別紙のとおり取り扱うこととします。

高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合している自動車の
高速道路等を利用した回送運行に係る基準緩和認定について

○認定要領上の申請出来る自動車

- ・第3(25)によるものとする。

○保安基準緩和認定の緩和事項

- ・ABS^{※1}(068)、衝突被害軽減ブレーキ^{※2}(074)
- ・座席取付要件(021)、座席後面衝撃吸収^{※3}(022)、座席ベルト(023)
- ・車線逸脱警報装置^{※4}(073)
- ・乗車定員(069)

※1 製作年月日がH4.4.1からH25.1.26のものに限る。

※2 製作年月日がH26.11.1以降のものに限る。

※3 製作年月日がH24.7.1以降のものに限る。

※4 製作年月日がH29.11.1以降のものに限る。

○条件及び制限

- ・高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130)
- ・運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)
- ・自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)
- ・運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)
- ・運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)
- ・運行に当たっては、運転者席又はこれと並列の座席以外の座席に乗車人員が乗車していない状態とすること。

○必要書類

- ・申請書
- ・誓約書
- ・外観図
- ・諸元(路線バス等であることが分かるもの)
- ・車検証の写し
- ・運行経路
- ・運行計画書

(参考)

- ・「高速道路等」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。